

令和3年1月8日

市立各小・中学校保護者様

習志野市教育委員会
習志野市小中学校長会

緊急事態宣言後の市立学校の教育活動について

日頃から、本市の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

令和3年1月7日に国から緊急事態宣言が発出されました。また、文部科学省からは、感染防止対策の徹底を図る一方で、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等を含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要と示されております。

こうした状況を踏まえ、本市といたしましては、市立小・中学校においては、感染防止対策等の徹底を図りながら、学校の教育活動を継続していくこととします。

緊急事態宣言期間中を含めた当面の間、下記のように「学校の新しい生活様式」と基本的な感染症対策の徹底を図るとともに、千葉県教育委員会の示す対応に準じ、一部の教育活動を一時的に控えるなどの手立てを講じて学校運営を進めてまいります。保護者の皆様には、御理解いただきますようお願い申し上げます。今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じることがありますので併せて御理解のほどをお願い申し上げます。

また、千葉県下においては、感染拡大防止の非常に重大な局面にあります。つきましては、下記の「保護者の皆様へのお願い」の事項について、お子様に御指導いただくとともに、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 感染防止対策の徹底

(1) 「学校の新しい生活様式」と基本的な感染症対策の徹底

- ・「学校の新しい生活様式」を踏まえた教育活動
- ・毎日の健康管理 ・マスクの着用 ・社会的距離の確保
- ・換気の徹底 ・手洗いの徹底 ・昼食時の感染防止

(2) 緊急事態宣言期間中を含めた当面の間控える教育活動【学習・行事等】

- ・授業は個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワークなどの活動は行わない。
- ・児童生徒等全員で一斉に声を出す音読や群読は行わない。
- ・球技のゴール型のゲームや武道の相手と組み合う活動など、身体接触や人と人が接近するような活動は行わない。
- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は行わない。
- ・調理実習は行わない。
- ・学習発表会、合唱コンクール等、児童生徒等を一堂に集める行事は行わない。

(3) 部活動

- ・部活動については、平日のみ90分以内の活動とする。なお、3密を避けるための分散練習として朝と放課後に分けて行うことも可とする。
- ・身体接触や人と人が接近するような活動は行わず、個人トレーニングを中心に行う。また、対外試合や他校との合同練習、演奏会は行わない。
- ・文化系部活動は合唱や合奏、集団での演技など3密となりやすい練習を行わない。

裏面あり

2. 保護者の皆様へのお願い

- (1) 外出に関して、以下の点について御指導ください。
 - 下校時は、寄り道をせず、速やかに帰宅する。
 - 感染リスクの高い場所への不要不急の外出は極力控える。
 - 20時以降の不要不急の外出は自粛する。
- (2) お子様自ら感染予防に留意し行動できるよう、こまめな手洗い・手指消毒、マスクの着用、3密の回避等の基本的な感染症対策について御指導をお願いいたします。
- (3) 毎朝、検温と体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状等がある場合には登校を控えるとともに、「(5) 発熱等の症状がある場合」を参考に、医療機関等へ速やかに相談してください。
- (4) お子様が新型コロナウイルスに感染した場合や同居の御家族が感染した場合は、速やかに学校へ御連絡ください。
- (5) 発熱等の症状がある場合は、日頃から通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で御相談ください（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話で相談をお願いします）。かかりつけ医がいない等、相談先に困った場合は以下の【相談窓口】に電話で御相談ください。

【相談窓口】○千葉県発熱相談センター

03 (6747) 8414 (24時間随時対応)

○習志野市役所 健康支援課

047 (453) 2923 (月～金の午前9時～午後5時)

○発熱相談医療機関

千葉県ホームページで随時更新しています。

※小児は小児科医による診察が望ましいとされ、かかりつけ小児医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」に御相談ください（ただし、検査についてはこれまでどおり医師が個別に判断）。

- (6) (5) において次の<相談・受診の目安>にあてはまる場合は、すぐに相談してください。

<相談・受診の目安>

少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。

(該当しない場合も相談可)

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合

(症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様)

- (7) 学校へ御一報いただきたい場合

○児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合（同居の家族が感染した等）

○同居の家族が、濃厚接触者に特定されPCR検査を受ける場合

○児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査及び抗原検査を受ける場合

令和3年1月8日

第3学年保護者 様

習志野市中学校長会
習志野市立第七中学校
校長 藤木 義久

受験期におけるコロナ感染症対策について

初春の候、第3学年保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。本年も昨年に引き続きよろしくお願い致します。

さて、12月末に県教育委員会より公立受験期の対策に万全を期すことを求める内容の文書が出されたこと、さらに昨日、千葉県を含む1都3県に緊急事態宣言が出されたことを受け、本市公立中学校長会で話し合い、市教育委員会と協議の結果、受験に万一のことが無いよう公立受験に限らず私立受験を含め下記の要領で対策を実施することに致しました。急な依頼となりますが、趣旨を御理解いただき、御協力をお願い致します。

記

1 実施してきた対策の徹底

- (1) 校舎内の換気対策・消毒、手洗いの徹底・給食時以外の場面でのマスク着用等実施してきた対策を徹底します。
- (2) 毎朝、検温表の提出を求め確認し、さらに健康観察で体調の確認を徹底します。

2 入試日直前の登校について

- (1) 各自の入試日の3日前からは、万一、教職員・生徒の陽性が判明し、濃厚接触者として受験できない生徒が出ることを回避するために原則自宅学習とします。
 - * 出席停止扱いとし、欠席にはなりません。
 - * 自宅学習をする生徒には、学年職員から電話にて健康観察、諸連絡等をします。
- (2) 自宅学習となる生徒が多い、私立入試が集中する時期の1月14, 15, 18, 19日の4日間と公立入試前の2月22日は給食を停止します。
 - * これ以外で自宅学習になる日がある生徒は給食費をいただきますので御理解ください。
 - * 進路先が決定した生徒は、決定後は通常どおりの登校となります。
- (3) (2)以外の日について、各学校独自に決めた学年日課（給食停止の日）については、随時お知らせ致しますので御確認ください。

3 公立出願について

- ・出願先での密を避けるため、混み合うことが予想される出願日の初日避け、2日目の出願を予定しております。

4 その他

- ・今後の状況により、変更の可能性があります。御理解、御協力をよろしくお願い致します。